



携帯電話分野に関する意見交換会ご説明資料

2018年4月13日

KDDI株式会社

本日の資料内容

- 1. 通信役務市場における課題について
 - ・通信契約と端末販売の分離
 - SIMロック
 - ・2年契約
- 2. 端末市場における課題について
 - ・中古端末の流通促進

おわりに

1. 通信役務市場における課題について

通信契約と端末販売の分離(1/2)

通信端末を所有している人の通信契約の獲得競争にどのように取り組んでいますか(端末をセットで購入せずにMNP(や新規契約)する人に対してどのようなキャンペーンを行ってきたか、あるいは今後予定しているかを教えてください。)。

当社は、2017年7月より、毎月割の適用が無い"分離プラン"をリリース。

<主力料金プラン>

従来:端末購入者に対する割引(毎月割)のある料金プラン

現在:auピタットプラン/フラットプラン(毎月割適用無し)

~ 使ったデータにあわせてムダなく定額料が変動:「auピタットプラン」

~ データをたくさん使うお客さま向け : 「auフラットプラン」



お支払いイメージ

auフラットプラン



お支払いイメージ
「auフラットプラン20/30(スーパーカケホ)」+「2年契約(誰でも割)」
+「ビッグニュースキャンペーン」+「auスマートバリュー」適用時

通信契約と端末販売の分離(2/2)

<ポイント>

- ✓ 総務省「端末購入補助ガイドライン」を踏まえてビジネスモデルを転換
- ✓ 他社との差別化により、横並び競争から脱却(他社追随せず)

SIMロック (1/2)

- ・盗難等の不正取得された端末のSIMロックを解除してしまうかもしれないとのことですが、このリスクを他の方法で軽減できるのではないかとの指摘を踏まえ、中 古端末のSIMロック解除に応じない理由について教えてください。
- ・端末の持ち逃げを他の手法で軽減できるのではないかとの指摘があることや、 SIMフリー端末が持ち込まれた場合にはSIMロックはできないことを踏まえ、そも そもセット販売の端末については、なぜ依然としてSIMロックを行う必要があるの かについて教えてください。また、今後見直す予定があるかどうかについて教えてく ださい。

SIMロックを行う必要性:

~ 割賦代金等を支払わない行為等の不適切な行為の防止に必要

中古端末SIMロックが必要な理由:

- ・盗難等の潜在的な詐取リスクを助長しない
- ・他の方法として、IMEIロック (スライド8参照) では不十分

利用者の端末代金支払いに応じて、SIMロックを解除。 役務解約後100日間は、SIMロック解除に応じる。



SIMロック (2/2)

<参考:SIMロック解除ガイドライン>

- 解除をしないことが認められるケース:
 - ・端末の割賦代金等を支払わない行為又は端末の詐取を目的とした役務契約その他不適切な行為を防止するために最低限必要な期間
 - ・端末代金の支払いが少なくとも1回確認できる期間

⇒「割賦購入の場合」: 100日程度を超えない期間

「一括購入」 : 支払いが確認でき次第すぐに

くご参考>SIM、SIMロック(解除)

SIMとは?

~ 「Subscriber Identity Module」の略。電話番号を特定するための固有のID番号が記録された、携帯電話やスマートフォンが通信するために必要なICカードのこと。

SIMロック(解除)とは?

~ 事業者が販売する携帯電話やスマートフォンは、各社で採用する通信規格や周波数帯が少しずつ違っていることを踏まえ、他の事業者のSIMカードが使えないよう、ロックがかけられていること。このロックを解除することがSIMロック解除。

くご参考> IMEI、IMEIロック

IMEIとは?

~ 全ての携帯電話に付与される15桁の識別番号。 「国際移動体装置識別番号(International Mobile Equipment Identifier)」の頭文字。電話番号や回線契約と関係なく端末が持つ固有の番号。auの場合、「*#06#」とダイヤルすると表示される。また、バッテリを外すとそこに書いてあることが多い。



IMEIロックとは?

~ 特定の電話端末からネットワークにアクセスできないようにすること。 例えば端末を盗まれた場合、契約事業者に連絡しそのIMEIを キーに(SIMカードを入れ替えても)自網内のネットワークに 当該端末がアクセスできないようにすること。

2年契約(1/2)

- ・最初の2年間の期間拘束が必要な理由について教えてください。また,今後見 直す予定があるかどうかについて教えてください。
- ・更新月の連絡を行う前と、行うようになった後での、利用者の対応の変化(連絡を行うようになってから、契約解除料(違約金)の発生しない時期でのMNPが増えた等)について教えてください。

2年契約について:

お客様のニーズに応え、競争状況も考えた上で、 2年間契約を継続することをお約束いただいたお客様に対して 低廉な料金プランを設定したもの。

2年契約(2/2)

<総務省報告書以降の取組み>

- 過去のタスクフォースにおける提言や法令改正を踏まえ、『2年契約自動 更新』にかかる5つの取組みを実施済
- ご契約時の契約期間の選択・更新期間など、お客様に十分ご理解の上で判断していただけるよう取り組んでいる
 - ①各料金プランの説明(2017年12月~重要事項説明書を改版)
 - ②ポータルサイト『My au』での次回更新期間説明(2016年5月~)
 - ③更新手続きのプッシュ通知(2016年5月~)
 - ④更新期間の延長(2016年5月~)
 - ⑤2年契約(自動更新なし)プランの提供開始(2016年6月~)

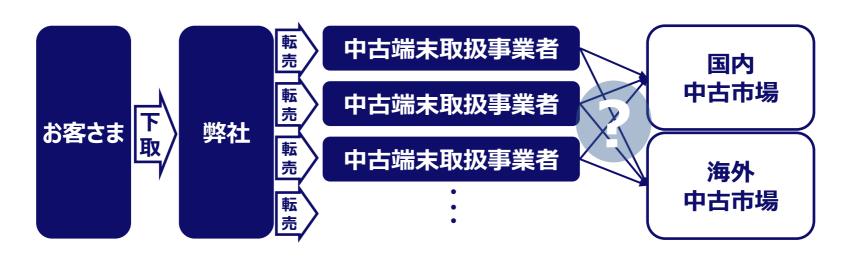
『2年契約自動更新』お客さまのご理解は深まっている

~ 更新手続きのプッシュ通知の開始(2016年5月)以降、全MNP 解約者に占める契約更新期間中の解約者の比率が増加傾向

2. 端末市場における課題について

中古端末の流通促進

- ・国内の中古端末の小売事業者から引き合いがあるかどうかについて教えてください。また、引き合いがあった場合の対応について教えてください。
 - ・中古端末の取扱事業者(国内、海外)からの引き合いがあり、 経済合理性に基づき、良い買取条件をご提示頂ける複数の事業者様と 取引して中古端末を転売している。
 - ・今後も具体的条件を踏まえ必要に応じて取引先の見直しを行う。



おわりに

- ・弊社はお客さまに一番身近に感じてもらえる会社を目指して、お客さまの様々なニーズを踏まえ、これまで以上に活発な競争環境下で、お客さまに役立つ"ワクワク"を提案し続けられるよう努力致します。
- ・これらを通じて、IoT、5G時代に向け、市場の発展に貢献してまいります。

Designing The Future



あたらしい自由。

